

舞鶴市業務系仮想化基盤保守業務 事業者選定実施要項

1 趣旨

この実施要項は、舞鶴市業務系仮想化基盤保守業務を行う事業者を選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 舞鶴市業務系仮想化基盤保守業務
- (2) 業 務 内 容 ハードウェアの保守業務（部品交換）
- (3) 作 業 場 所 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市役所 別館6階 デジタル推進課
- (4) 保 守 期 間 令和7年1月20日～令和8年3月31日（予定）
※事業者決定後、協議のうえ保守期間を決定します。

3 参加資格

本見積り合わせに参加できるものは以下のとおりとする。

- (1) 令和6年度舞鶴市物品及び役務の供給等競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく入札参加停止の期間中でない者であること。
- (6) 各都道府県及び市町村より入札参加停止（指名停止も同じ）の期間中でない者であること。
- (7) 舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者であること。

4 仕様書

別紙1のとおり

5 質問書の提出と回答

(1) 質問書の提出と回答

- ア 仕様書の内容等に関する質問書は全て電子メールにより提出するものとする。
- イ 質問書の様式は、様式1に準じて作成すること。
- ウ 電子メールの件名に「舞鶴市業務系仮想化基盤保守業務に関する質問」と記載して送信

すること。

エ 質問書の提出期限は、令和6年12月24日（火）正午までとする。

オ 質問に対する回答は、令和6年12月25日（水）に舞鶴市ホームページに掲載する。

6 見積書の提出

(1) 提出物

- ① 経費見積書（様式2） 1部
- ② 見積書（様式任意） 1部 ※経費見積書の内訳が記載してあるもの
- ③ 保守対応等についての説明書 1部

※保守にあたる事業所名、障害発生時における対応等について記載のこと。

(2) 提出期限 令和7年1月10日（金）午後5時まで

(3) 提出先 舞鶴市役所 デジタル推進課（別館6階）

(4) 提出方法 持参または郵送（封緘の上提出すること）

（ただし、提出期限までに本市に到着していること）

封筒には「舞鶴市業務系仮想化基盤保守業務にかかる見積書」と記載すること

7 見積・契約・支払方法

- (1) 保守期間は令和7年1月20日から令和8年3月31日までとし、見積書は月額単価とすること。
- (2) 1か月に満たない期間の委託料は、当該月の日数で日割り計算した額とする。
- (3) 契約は、令和6年度分（令和7年1月20日から令和7年3月31日まで）と令和7年度分（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に分けて締結する。
- (4) 令和6年度分の委託料の支払いは、令和7年3月31日の業務履行後速やかに市に支払請求書を提出し、市は30日以内に委託料を支払う。令和7年度分の委託料の支払いは、令和8年3月31日の業務履行後速やかに市に支払請求書を提出し、市は30日以内に委託料を支払う。
- (5) 令和7年度の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、事前に通知したうえで、この契約を締結しないこととする。

8 事業者の決定

- (1) 仕様を満たし、見積金額が安価である事業者を選定。
- (2) 決定した事業者に対して通知するとともに、令和7年1月14日（予定）に舞鶴市ホームページにおいて公開する。

9 事業者選定に係る日程

- (1) 質問書提出期限 令和6年12月24日（火）正午
- (2) 質問の回答 令和6年12月25日（水）

- (3) 提案書・見積書提出期限 令和7年1月10日(金)午後5時
(4) 事業者決定(予定) 令和7年1月14日(火)

10 その他留意事項

- (1) 見積書提出日以降の資料等の修正、差替え及び再提出は認めない。
(2) 提案、見積に必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
(3) 本実施要項に定めのない事項は、別途協議の上、定めるものとする。

11 提出・連絡先

住 所 〒625-8555 京都府舞鶴市北吸 1044 番地
担 当 部 署 舞鶴市政策推進部デジタル推進課
担 当 者 桑田
電 話 番 号 0773-66-1092 (直通)
F A X 番 号 0773-66-1097
メールアドレス digital@city.maizuru.lg.jp